

令和3年度

第1回定例農業委員会会議録

令和3年4月20日 開催

令和3年4月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和3年度 第1回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第5号

令和3年度 第1回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和3年4月20日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和3年4月16日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和3年4月20日 午前 9時00分

閉会 令和3年4月20日 午前 10時25分 (会期1日)

第1日目(4月20日)

出席委員 17名

1番	中添 文彦	8番	大野 翔平	15番	
2番	石丸 俊一	9番	細谷 美一	16番	笹川 武義
3番		10番	谷本 利信	17番	滝川 廣男
4番	渡辺 玲子	11番	藤滝 健造	18番	三好 光春
5番	井上 博司	12番	本井 伸一	19番	福家 功
6番	川西 正廣	13番	佐藤 裕子		
7番	松本 文男	14番	三好 満		

農地利用最適化推進委員 19名参加

昭和1	富野 正行、	昭和1	浮田 洋史、	昭和2	横田 節夫、	昭和2	植田 明美
陶	福家 重夫、	陶	大芝 博信、	陶	福家 棟貴、	陶	原 拓也
滝宮1	丸尾 説男、	滝宮2	宇良 健一、	羽床1	宮本 清信、	羽床2	長尾 芳則
粉所	山地 康弘、	粉所	石丸 勝彦、	西分	岡田 行夫、		
山田2	橋川 正廣、	山田3	長川 富雄、	羽床上	河田 紀雄、	羽床上	長尾 清

議事録署名委員

19番 福家 功 委員、 4番 渡辺 玲子 委員

欠席

3番 森 健人 委員、 15番 藤重 英子 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 渡邊 宏樹 主任主事 岩部 有起 副主幹 大林 栄司

傍聴人 1人

議事日程

令和 3 年 4 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 職員の任免について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 9 議案第 7 号 綾川町農業振興地域整備計画に係る農地利用計画の変更について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 3 年 4 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 3 年度第 1 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、3 番 森 健人 委員、15 番 藤重 英子 委員の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、19 番 福家 功 委員、4 番 渡辺 玲子 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

第 1 号議案「職員の任免について」説明します。

令和 3 年 4 月 1 日付の人事異動に伴う職員の任免です。坂本補佐が綾上支所へ、新たに岩部主任主事が人事異動により、農業委員会に配属となりました。

- 1、氏名 坂本雅直 発令日 令和 3 年 4 月 1 日、発令事項 綾川町農業委員会職員を免ずる。
 - 2、氏名 岩部有起、発令日 令和 3 年 4 月 1 日、発令事項 綾川町農業委員会職員に任命する。
- 以上、ご審議の程よろしく願います。

議長

議案第 1 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてですが、申請人から許可申請の取下願が提出されましたので、今月の審議案件はありません。以上です。

議長

続きまして、議案第3号について、事務局より説明を願います。

事務局

農地法第4条の規定による許可申請について、説明します。今月は2件です。

4条申請

議案第3号-1

地図・図面：

申請地：

併用地：

申請者：

用途： 住宅用地 農家住宅

施設の概要： 住宅 2階建 1棟 167.41 m²、車庫 平屋建 1棟 56.26 m²

カーポート 平屋建 1棟 42.00 m² 合計 265.67 m²

申請事由： 敷地拡張

説明：【資金】 本申請に伴う計画は無し

【理由】 申請地は、平成21年8月5日に土地改良法による換地処分が行われた第1種農地です。

車庫兼納屋は、平成12年頃に既に建築されていたため、その後に行われた県営圃場整備事業の中で、平成21年4月24日付けで県営土地改良事業区域内における非農用地区域設定について、香川県農政水産部農政課協議を整えていた農地です。

本来であれば、非農用地協議後に農地法の手続きを行うべきですが、非農用地協議を行ったことで手続きが完了したと思い現在に至っています。

今回、本人から相談があり調査したところ事態が発覚したものであり、指導のもと追認許可を受けるべく始末書を付けて申請したものです。

始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えます。

【期間】 平成12年4月頃

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません

【排水】 雨水：溜枡の設置やU字溝により隣接水路へ放流

汚水：合併浄化槽

【水利】

【隣接同意】

議案第3号-2

地図・図面：

申請地：

申請者：

用途： 住宅用地 農家住宅

施設の概要： 住宅 2階建 1棟 72.09 m²、 カポート 平屋建 1棟 30 m²
合計 102.09 m²

説明：【資金】 土地代 0万円 造成費 500万円、建築費 2,500万円
自己資金 500万円、借入金 2,500万円 合計 3,000万円

【理由】 申請人の実家で父親と住み住所も に置っていますが、にも家を借りており、妻と子供2人はそこに住んでいます。父親の面倒を見るなどの理由で両方の生活実態があり、今回父親の面倒を近くで見られるよう家族で実家に引っ越しを検討しましたが、家財道具も多く手狭であるため、隣接地に住宅を建設することを計画し申請に至ったものです。

【期間】 令和3年6月1日 ～ 令和4年1月20日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.6m、 コンクリート擁壁 1.15m

【排水】 雨水：溜枡を設置し東側2級河川へ放流、 汚水：合併浄化槽

【水利】 該当なし

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について、事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。今月は6件です。

5条申請

議案第4号-1

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

譲渡人：

譲受人：

用途： その他業務用地 再生エネルギー発電設備

施設の概要： 太陽光パネル 12棟 (1098枚) 2,209.19 m²、引込柱 3本 0.03 m²、

キュービクル 1棟 4.40 m² 合計 2,213.62 m²

※キュービクル… 高圧受電設備（100 ボルトや 200 ボルトに変圧する受電設備）

申請事由： 太陽光発電施設

説明：【理由】 申請人は、家庭用電機機械器具の設計、製造、修理、売買、輸出入などを営む法人です。

申請人がまとまった収入を得ることで安定した経営を行うため、発電事業の拡大を考えていたところ、農地の管理に苦慮し財産の処分を考えていた土地所有者との間で、互いの意向が合致したため、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 490 万円 造成費 0 万円、建築費 7,150 万円
自己資金 7,640 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 3 年 6 月 1 日（許可後）～令和 3 年 11 月 30 日（6 か月間）

【造成】 花崗土による盛土、切土なし 整地転圧のみ
コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：自然浸透、汚水：なし

【水利】

【隣接同意】

議案第 4 号-2

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地 一般個人住宅

施設の概要： 住宅 2 階建 1 棟 104.34 m²、車庫平屋建 1 棟 26.56 m²

申請事由： 非農家自己住宅

説明：【理由】 申請人は、現在借家で、夫、子供 1 人で住んでいますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え手狭になってきたことから、分家住宅を計画しました。小学校や電車の駅に近くへの交通アクセスのよいなどの条件のもと土地を探していたところ、高齢で農地の管理に苦慮し財産の処分を考えていた譲渡人との間で意向が合致し申請に至ったものです。

【期間】 令和 3 年 6 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.40m、コンクリート擁壁 H=1.10m（最大）

【排水】 雨水：溜枡を設置し南側水路へ排水、汚水：合併浄化槽

【水利】

【隣接同意】

議案第 4 号-3

地図・図面：

権利設定： 使用貸借権設定

申請地：

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他業務用地 駐車場・資材置場

施設の概要： 露天資材置場

申請事由： 資材置場

説明：【理由】 申請人は、土木・建築・電気工事業を主に営む法人です。

申請地は昨年、相続により取得した土地で、その中で、地目が田となっていた土地があり、当時、許可を得たもので地目変更が出来ていないだけと考え、地目変更の手続きをしようとしたところ、許可を得ていないことが分かったため、是正申請に至ったものです。

発覚後、始末書を添付し申請していることから追認許可はやむを得ないと考えます。

【期間】 平成 20 年頃

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。

【排水】 雨水：自然浸透、汚水：なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第 4 号-4

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 使用貸借権設定

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地 一般個人住宅

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 119.24 m²

申請事由： 非農家自己住宅

説明：【理由】 申請人は、現在借家で、本人、妻、子供 2 人で住んでいますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え手狭になってきたことから、子供の世話と将来の両親の世話のできる、妻の父親の所有する宅地を一部利用し分家住宅を計画したものです。

【期間】 令和 3 年 6 月 10 日～令和 4 年 5 月 31 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.77m、コンクリート擁壁 H=1.20m

【排水】 雨水：溜枡を設置し西側水路へ排水、汚水：公共下水道へ接続

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第 4 号-5

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 使用貸借権設定

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]
用途： 住宅用地 農家住宅
施設の概要： 住宅 2 階建 1 棟 190.16 m²、納屋 2 階建 1 棟 125.15 m²
申請事由： 敷地拡張

説明：【理由】 平成 6 年頃、住宅横に納屋を建築したのもです。
代理人を通じ 3 条申請の件での問い合わせを行ったところ、農地の無断転用が発覚し、農業委員会より是正を求めているもので、関係機関との調整が整い追認許可を受けるべく申請に至ったものです。
指導に応じ、始末書を添付し申請していることから追認許可はやむを得ないと考えます。

【期間】 平成 6 年頃
【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。
【排水】 雨水：溜枡を設置し西側水路へ排水、汚水：合併浄化槽
【水利】 [REDACTED]
【隣接同意】 [REDACTED]

議案第 4 号-6

地図・図面： [REDACTED]
権利設定： 使用貸借権設定
申請地： [REDACTED]
併用地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]
用途： その他業務用地
施設の概要： 建設残土処分地
申請事由： 農地造成（残土処分）

説明：【理由】 申請地は、谷あいでも水はけも悪く日照時間も短いため、盛土を行い、悪条件を解消し、農産物の生産性の向上を図りたいと思っていたところ、譲受人は、土木工事業を主に営む法人で、建設残土を処分できる土地を探していました。

互いの意向が一致したため、農地造成を目的とした建設残土処分用地として、一時転用の申請に至ったものです。

【期間】 令和 3 年 6 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日
【造成】 盛土 最大 H=8.1m、コンクリート擁壁 無し
【排水】 雨水：北側既設水路へ排水、汚水：なし
【水利】 [REDACTED]
【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 4 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、10 分間の休憩と、換気を行います。

【 休憩 】

議長

それでは再開します。議案第 5 号について、案件第 14 号に大野委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 14 号案件について、説明します。

P.13 をご覧ください。

議案第 5 号-14

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 25,891 m²

利用目的： 野菜

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： R3.5.1～R9.4.30 (6 年間)

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 14 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 5 号の、案件第 14 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。大野委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.6～P.13をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 13件 合計 29,954 m²

内訳

新規契約： 1～3番 3件 6,042 m²

更新契約： 4～13番 10件 23,912 m²

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第5号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について、案件第28号及び29号に川西委員に關係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願ひます。

事務局

はい。第28号案件及び29号案件について、説明します。

P.27～P.28をご覧ください。

議案第6号-28

所在： [REDACTED]

利用権： 賃貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 67,904 m²

利用目的： 水稲

賃料： 年間10a当り14,000円

期間： R3.5.1～R9.4.30 (6年間)

議案第6号-29

所在： [REDACTED]

利用権： 賃貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 67,904 m²

利用目的： 水稲

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： R3.5.1～R9.4.30 (6 年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 28 号及び 29 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の、案件第 28 号及び第 29 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。川西委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.14～P.29 をご覧ください。

契約件数： 29 件 合計 81,851 m²

新規契約： 13 番、26 番～27 番、30 番～31 番 5 件 (10 筆) 10,509 m²

更新契約： 1 番～12 番、14 番～25 番 24 件 (36 筆) 71,342 m²

変更契約： なし

貸付先としましては、1 番～11 番を [] へ、12 番～13 番及び 26 番～27 番を []
[] へ、14 番～15 番を [] へ、16 番～25 番を [] へ、30
番～31 番を [] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 6 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 7 号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明

致します。今月は、除外案件が4件です。

議案第7号-1 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 倉庫 作業所 事務所

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： 変更前と同じ

農地区分： 1種農地

説明：

【施設の概要】 住宅1階建1棟 33.11 m²、倉庫 67.96 m³、倉庫兼作業所 273.55 m³ 合計 374.62 m²

【資金内訳】 申請に伴う計画はありません

【変更を必要とする理由】

申請人は、農家と工務店業を兼業しており、平成元年ごろ作業場所及び倉庫が手狭になったため、申請地を無断で造成し現在まで利用してきました。

申請人からは、本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

なお、申出地は、昭和61年に土地改良法による換地処分がなされている第1種農地であり、原則不許可ではありますが、農地法で例外として、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可をすることができるとする規定があることを考慮するとやむを得ないと考えます。

併用地については、倉庫兼作業所の増築及び倉庫の新設をしているため、今後分筆、転用申請を行う予定です。

【工事着工時期】 平成元年1月 【供用開始時期】 平成元年6月

【造成】 本申請による新たな工事はない

【排水】 雨水：勾配を利用し既設排水溝に流入、集水桝を經由し地先水路へ放流
汚水：なし

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第7号-2 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 給水管埋設

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 3種農地

説明：

【資金内訳】 土地代 119 万円、造成費 130 万円、建築費 0 万円

合計 249 万円 <内訳> 自己資金 249 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

現在、[REDACTED]の給水管が[REDACTED]に接する水路下にあります。[REDACTED]に工場建築の計画を立て、水路を一体利用するため払い下げすることになったため、給水管の付替が必要となりました。

給水管の埋設は[REDACTED]を通過するため、推進工法による埋設以外考えられず、周辺環境を鑑みると町道内に付替えるしかありません。推進工法には発進立杭と到達立杭が必要であるため、以上を検討した結果申請地を選定し、今回の申請に至りました。

【工事着工時期】 令和3年8月 【供用開始時期】 令和4年7月

【造成】 花崗土による盛土 H=0.2m

【排水】 雨水：自然浸透

汚水：なし

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との[REDACTED]の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第7号-3 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 農家住宅・農業用倉庫

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 倉庫 69.32 m³、物置 12.50 m³、住宅 1階建 1棟 281.31 m²

【資金内訳】 申請に伴う計画はありません

【変更を必要とする理由】

申請人が平成 21 年ごろ住宅を建設した際、申請地の一部を誤って敷地の一部としてコンクリート基礎をし、さらに併用地と併せて農業用倉庫及び物置を建設しました。以降、そのままの状況が継続しているため、今回の申請に及びました。

本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

なお、申請地及び併用地については、今後分筆、転用申請等を行う予定です。

【工事着工時期】 平成 21 年ごろ

【造成】 本申請による新たな工事はない

【排水】 雨水：南側の既存排水施設を利用して東側農業用水路へ放流

汚水：なし

【利用率】 敷地面積 1033.04 m²、建築面積 363.13 m² 35.15% (≧22%)

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 7 号－ 4 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 駐車場

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2 種農地

説明：

【施設の概要】 事務所兼社宅（既存）1階建 1棟 86.84 m²

【資金内訳】 土地代 100 万円、造成費 400 万円、建築費 0 万円

合計 500 万円 <内訳> 自己資金 500 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

申請人が経営している中古品の買取販売修理事業を拡張するため、新しく事務所を整備しようとするものです。申請地は従業員用の駐車場として利用し、車 4 台分のスペースを確保する計画となっています。

【工事着工時期】 令和 3 年 8 月 【供用開始時期】 令和 3 年 8 月

【造成】 花崗土による整地、表面にクラッシャーラン

【排水】 雨水：南西側の既存排水施設を利用して南側農業用水路へ放流
汚水：なし

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第7号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は8件です。

報告1-1

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和3年3月15日

説明：転用のための利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和3年2月16日

説明：河川改修工事による [REDACTED] の用地買収を原因とする利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-3

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和3年3月6日

説明：耕作人の変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-4

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

申請地：[REDACTED]

解約日：令和 3 年 3 月 3 日

説明：売買による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-5

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

申請地：[REDACTED]

解約日：令和 3 年 3 月 25 日

説明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-6

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

申請地：[REDACTED]

解約日：令和 3 年 3 月 25 日

説明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-7

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

申請地：[REDACTED]

解約日：令和 3 年 3 月 25 日

説明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-8

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

申請地：[REDACTED]

解約日：令和 3 年 3 月 21 日

説明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上 8 件です。よろしくお願ひします。

議長

報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第 1 号議案から第 7 号議案のうち、第 5 号議案の案件第 14 号及び、第 6 号議案の案件第 28 号・29 号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙

手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第1回定例農業委員会を閉会いたします。

午前10時25分

閉会